

## 令和3年度双葉地方水道企業団職員(高校卒程度)採用候補者試験実施要領

### 1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務	土木	電気
採用予定人員	1名程度	1名程度	1名程度

### 2. 受験資格

平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。)  
ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本企業団職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験の方法

高校卒業程度で次により行います。

#### (1) 第1次試験

##### ①教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

・出題分野及び出題数

「社会への関心と理解」24問、「言語的な能力」18問、「論理的な思考力」18問

##### ②専門試験

それぞれの試験職種の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

##### ③事務適正検査

事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査です。

#### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、小論文及び個別面接による試験を行います。

### 4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込用紙に記載されていることが正しいかどうか調査します。

### 5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和2年 9月20日 (日)	受付 9:00~9:30	富岡町文化交流 センター 学びの森	令和2年10月下旬頃、 本企業団等の庁舎前 掲示場に合格者の受

		教養試験 10：00～11：15  専門試験 13：00～14：30  事務適正検査 13：00～(一般事務) 15：00～(土木・電気)	(富岡町)	験番号を掲示するほ か受験者全員に郵送 で通知します。
第2次試験		令和2年11月中旬予定		

## 6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に企業長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本企業団の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 7. 受験手続及び受付期間

### (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本企業団総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「高校卒程度試験申込用紙請求」と朱書きのうえ、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封して本企業団総務課まで送付してください。

### (2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、本企業団総務課に提出してください。

申込用紙を郵送する場合は84円切手を貼った自分宛の封筒(長型3号)を同封し、その表に「高校卒程度試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。

- ② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)

### (3) 受付期間

令和2年7月15日(水)から令和2年8月14日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

郵便による申込用紙提出の場合は、令和2年8月12日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 8. 試験結果の開示

この試験の結果については、双葉地方水道企業団個人情報保護条例第11条の規定により開示請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日 から1カ月間	本企業団 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

## 9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 受験者は、昼食を持参してください。
- (3) この試験に関し不明な点は、本企業団総務課にお問い合わせください。  
郵便で問い合わせる場合は、84円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長型3号）を必ず同封してください。

## 10. お問い合わせ先

〒979-0515

福島県双葉郡檜葉町大字上小埜字小山6番地の2

双葉地方水道企業団 総務課総務係

TEL 0240-25-5315